

北広島市コンプライアンス基本方針

～大志とともに抱くコンプライアンスのこころ～



令和5（2023）年4月1日

北 広 島 市

目次

I	方針策定の趣旨	1
II	コンプライアンスの定義	2
III	コンプライアンスの推進目標	4
IV	コンプライアンス行動指針	5
1	サービス規律・公務員倫理の徹底	7
2	法令等を遵守した適正な事務執行	8
3	情報管理の徹底	9
4	良好な職場環境の確保	10
5	信頼される市民対応	10
V	最後に ～北広島市の職員として～	12

I 方針策定の趣旨

今日、人口減少、少子高齢化等の進行に伴う社会構造の変化、急速に進む情報化、長期化するコロナ禍など地方自治体を取り巻く環境は刻々と変化するとともに、市政に課せられる課題は複雑化・高度化しており、専門的かつ細やかな対応が求められています。

さらに、令和5年度は、北海道ボールパークFビレッジの開業直後の年度であり、また、駅西口活性化事業に係る工事が引き続き実施されるなど、本市にとって大きな一步を踏み出す年度であることから、その動向には大きな関心が寄せられています。

こうした状況の下、効率的で健全な組織運営を行うとともに、施策・行政サービスについて最適な方法を見いだすことが重要であり、市政運営において、市民の信頼を得て、市民とともに市政の在り方や地域の将来を考え、持続可能なまちづくりを進めていくことが必要です。

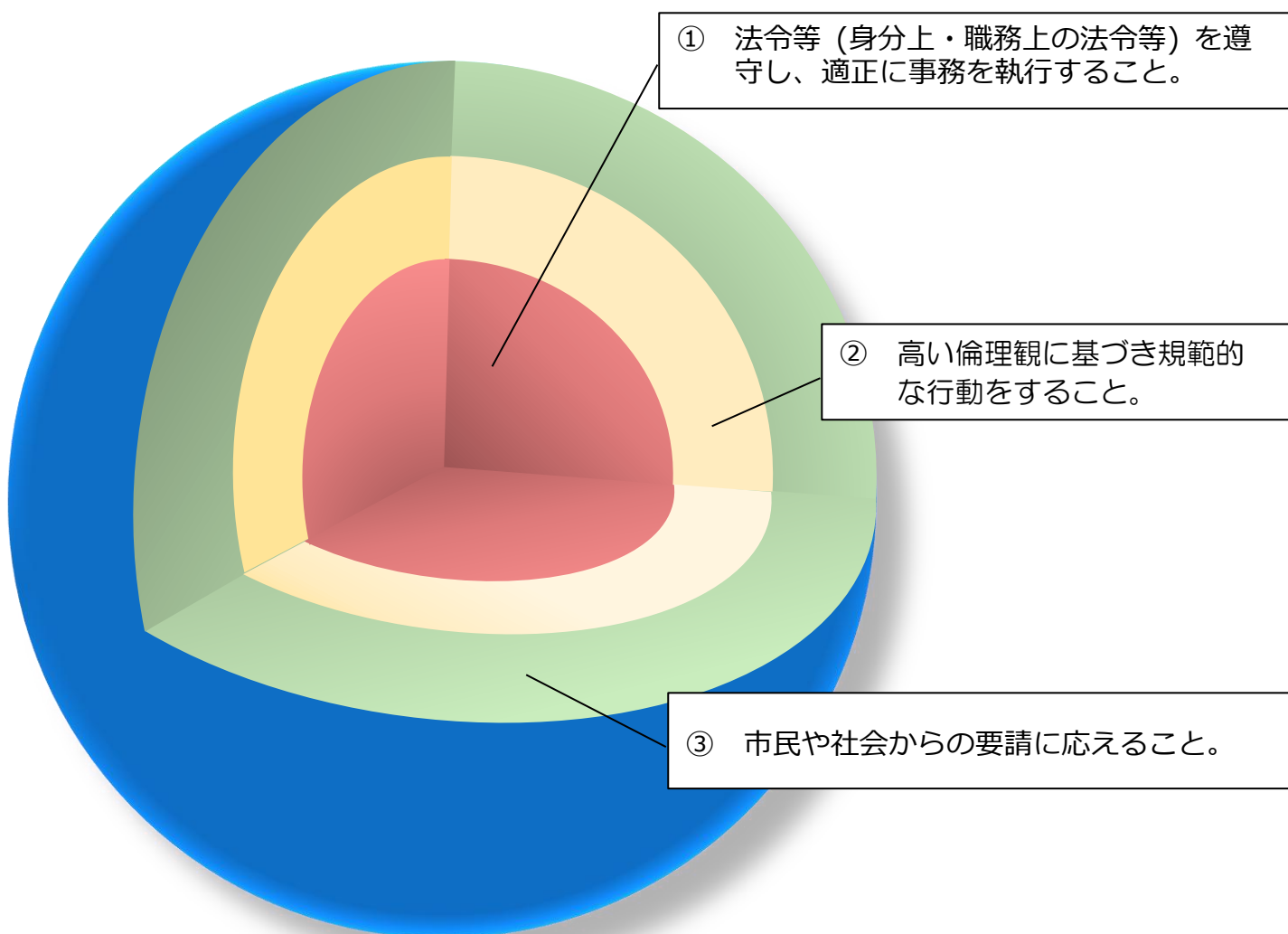
しかしながら、市の職員が違法行為や不祥事を起こした場合は、市民の信頼を大きく損なうこととなり、市政運営に大きな影響を与えることとなります。このことについて全ての職員が理解し、市民との信頼関係の構築・維持を目指すためにも、組織としてコンプライアンスの推進に取り組む必要があります。

この北広島市コンプライアンス基本方針は、法令等の遵守、事務の適正な執行及び誠実かつ公平な職務の遂行を推進するとともに、組織の秩序を維持することにより、「市民から信頼される市役所の実現」を目指して定めるものです。

Ⅱ コンプライアンスの定義

コンプライアンスとは、一般的に法令遵守を意味するものとされていますが、本市におけるコンプライアンスは、法令等¹を遵守することのみならず、住民の福祉の増進のために市民や社会からの要請に応えていくことをいいます。

北広島市のコンプライアンスイメージ



¹ 法律、政令、省令、条例、規則のほか組織内部で適用される規程等を含む。

本市では、このコンプライアンスに関する取組を、①法令等を遵守し、適正に事務を執行すること、②高い倫理観に基づき規範的な行動をすること、③市民や社会からの要請に応えることに分類します。

- ① 法令等の遵守は、公務員として当然のことであり、公務を行う上で基本的な事項ですが、一時的に正常な判断ができなくなることによる法令等の違反が生じる可能性があることなどを考慮した上で、法令等の遵守に関する取組を行います。
- ② 職員は、その信頼を構築・維持するために、法令等に定められた義務のみではなく、公私において高い倫理観に基づき規範的に行動します。
- ③ 社会的な課題が複雑化し、市民からの要請は多種多様なものとなっています。また、時代の流れにより求められる要請も変化し続けます。これらのことから、職員は、前例踏襲から脱却し、状況や時代の変化に応じた柔軟な姿勢を身に付け、対応します。

Ⅲ コンプライアンスの推進目標

市役所と市民との信頼関係を築き、維持するためには、全ての職員が公務員の立場を改めて認識し、法令等に基づき適正に職務を遂行することに加えて、公私において法令等、社会規範などについて率先して遵守することが求められます。

このことから、市役所全体でコンプライアンスに対する意識を向上するための職場環境の整備・仕組みづくりに取り組むとともに、職員一人ひとりが高い倫理観を持ち、コンプライアンスを意識した行動を実践することにより、「市民から信頼される市役所の実現」を目指します。

「コンプライアンスの推進目標」の達成イメージ

市民から信頼される市役所の実現

Step3

職員一人ひとりのコンプライアンス行動の実践

Step2

職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上

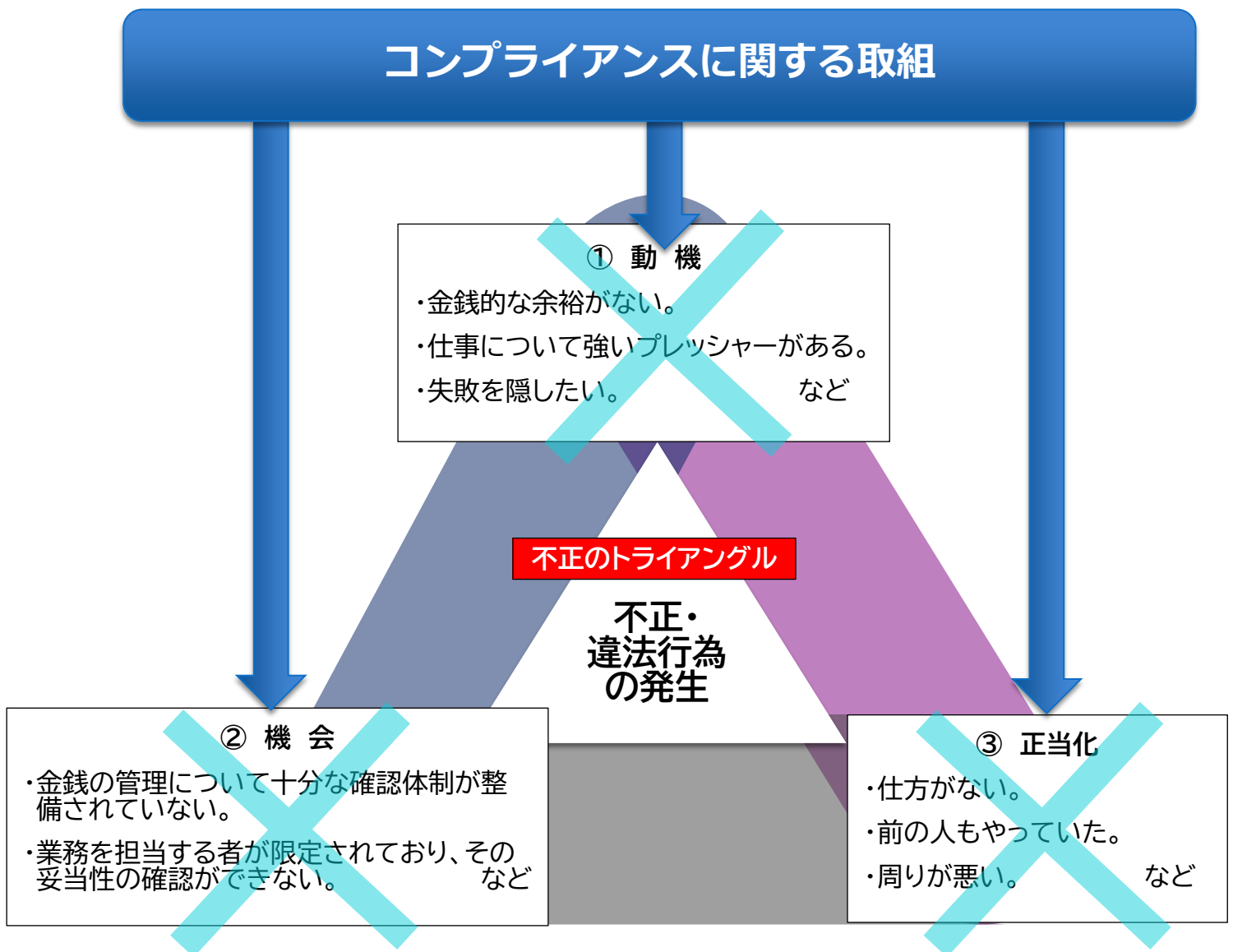
Step1

北広島市コンプライアンス基本方針の策定・周知

Ⅳ コンプライアンス行動指針

コンプライアンスの推進目標を達成するために、職員一人ひとりが意識し、実践すべき5つの項目を基本的な指針として定めます。特に、法令等を犯す行為・不正については、その①動機、②機会、③正当化の3点がそろったときに発生しやすいと考えられていることから、これらを意識した取組を行います。
(下図参照)

また、全ての職員は、公私において、コンプライアンス行動指針に沿った行動を実践できているか、自らの行動を日頃から確認し、管理職は、コンプライアンス行動指針に沿った行動を率先して行い、また、手本となることを心掛け、その他の職員の意識向上を図ります。



【ドナルド・クレッチャー 「不正のトライアングル」理論】

北広島市のコンプライアンス行動指針（概要版）

1 服務規律・公務員倫理の徹底

- (1) 公務における規律を徹底する。
- (2) 市の職員として、高い倫理観を保持し、職務の公正性に疑念を抱かせるような行動をしない。
- (3) 基本的人権の尊重を意識して業務を行う。

2 法令等を遵守した適正な事務執行

- (1) 事務における法令を遵守し、法令違反行為等があった場合は、適切な対応をとる。
- (2) 法令等に基づく財務に関する事務の執行、市の財産の適正な管理等を徹底する。
- (3) マニュアルなどの活用、情報の共有等を十分に行い、事務処理ミスを防止する。
- (4) 公印の重要性を改めて認識した上で、その使用・管理を適切に行う。

3 情報管理の徹底

- (1) 個人情報の管理徹底を図るなど、その適正な取扱いを行う。
- (2) 関係する規程に基づき公文書の作成と管理を行う。
- (3) 情報セキュリティ基本方針等を遵守する。

4 良好な職場環境の確保

- (1) ハラスメントに関する理解を深め、安心して働ける職場環境づくりに取り組む。
- (2) 職場における協力と意見交換を積極的に行う職場環境づくりに取り組む。

5 信頼される市民対応

- (1) 市民に対する誠実かつ公平・公正な対応と丁寧な対応を心掛ける。
- (2) 市民が納得できるような説明を意識して、事務を行う。
- (3) 研修などにより職員の能力を向上させ、職員はより良い業務の在り方を追求する。
- (4) 不当要求行為等に対して、毅然とした対応をとる。
- (5) 公私における交通法規の遵守と運転時の十分な体調管理を行う。

1 服務規律・公務員倫理の徹底

(1) 服務規律の徹底（資料編 p.1）

職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために全力を挙げて勤務する義務が課せられていることを常に意識し、公務においてこれを確実に実践する。

公務員に課せられている主な服務規律には、以下のものがある。特にウとエについては、職務の内外を問わず注意を要するものである。

- ア サービスの根本基準（地方公務員法第30条）
- イ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ウ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- エ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- オ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）

(2) 高い倫理観の保持（資料編 p.2）

ア 職員は、職務中のみならず、職務外であっても、自らの行動の一つひとつが公務や市役所全体の信用に影響することを常に意識し、法令等の遵守はもとより高い倫理観を持ち、市民の信頼を損なうような行動をしてはならない。

イ 職員は、市の事業と関係する業者などの利害関係者と関わる場合は、公務員が全体の奉仕者であることを意識し、職務の公正性に疑惑を抱かせたり、不信を招くような行為をしてはならない。

(3) 基本的人権の尊重（資料編 p.2）

市役所で行うあらゆる業務において、憲法で保障されている基本的人権と関わりがあることを職員一人ひとりが意識し、また、基本的人権に関する問題について理解と見識を深めながら、職務を遂行しなければならない。

2 法令等を遵守した適正な事務執行

(1) 法令遵守の徹底（資料編 p. 3）

- ア 事務の執行に当たっては、常に根拠となる法令等や審査基準などを十分に確認・理解した上で、具体的・客観的な事実に沿ってこれらを適用する。
- イ 職員は、職場において法令違反行為等を知り得たときは、隠ぺいし、またはそれらの行為等を見逃ごすことなく、上司への報告、相談、公益通報制度²に基づく通報など適切な対応を行う。

(2) 財務に関する事務の適正な執行（資料編 p. 3）

- ア 職員は、法令等に基づき財務に関する事務を行うとともに、その事務について生じるおそれのあるリスクに応じた対策を講じ、事故や不備の発生を未然に防止する。
- イ 市の財産は、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法により管理及び処分を行わなければならない。
- ウ 公金（準公金³を含む。）を取り扱う際は、市民から預かった大切な市の財産の一つであるという意識を常に持ち、複数の職員により厳重な確認を行うなど、適正な管理の徹底を図る。
- エ 契約の方法については、地方自治法第234条第2項の規定により一般競争入札が原則であることを改めて認識し、また、契約に関する事務手続の透明性や公平性を確保し適正に執行する。

(3) 事務処理ミス防止の徹底（資料編 p. 4）

- ア 事務マニュアルやチェックリストの作成・活用、事務引継ぎの徹底、事務に関する情報の更新等を担当する職員間で十分に行い、また、組織的なチェック体制を構築し、

² 行政運営上の違法又は不要な行為などがあった場合に、その事実を知る職員等から内部通報を受け付け、違法な状態の是正等を図る制度。本市では総務課に通報窓口を設置している。

³ 地方自治法(昭和22年法律第67号)及び北広島市会計規則(平成15年北広島市規則第10号)の規定によらない各種団体の所有に属する現金及び一時預り金であって、やむを得ない理由等により市がその出納、保管等を行うもの

ヒヤリハット（軽微なミス）事例の組織的な共有・啓発を行うことにより、事務処理ミスの発生を未然に防止する。

イ 職員は、事務処理ミスや事故が発生したときは、直ちに所属長に報告し、迅速かつ適切な対応を図る。また、所属長は、職員が報告を躊躇^{ちゅうちよ}しないような環境づくりを日頃から意識する。

ウ 事務処理ミスの原因を究明し、組織的な再発防止策を講じる。

（４）公印の適正な管理（資料編 p. 4）

公印は、公文書が真正に成立したことを示すものであり、その文書の内容について市や職員が責任を負うことを明らかにするために使用する重要なものであることから、その管理及び使用に当たり、関係する規程を遵守し、適切に取り扱う。

3 情報管理の徹底

（１）個人情報の適正な取扱い（資料編 p. 4）

ア 個人情報⁴は、必要最小限の情報を原則として本人から収集するとともに、その個人情報を取り扱う目的を明確にし、目的の範囲を超えて利用してはならない。

イ 個人情報の紛失や漏えい等の事故を起こさないよう管理徹底を図る。万が一、誤って個人情報を漏えいさせた場合は、直ちに所属長への報告を行い、被害を最小限とする措置を講じるとともに、関係する者への連絡や謝罪を行う。

（２）適正な公文書の作成と管理（資料編 p. 5）

ア 職員は、市政について現在及び将来の市民に対して説明する責務があることを常に意識し、公文書の作成に関する諸規程に基づき、確実かつ適正に作成する。

イ 職員は、公文書の重要性を認識し、文書管理システムにより常にその所在を把握し、適切な保存及び利用をする。

⁴ 氏名、住所、生年月日等の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものをいう。マイナンバーについては、マイナンバー及びマイナンバーをその内容に含む個人情報は、特定個人情報として一層慎重な取扱いが求められる。

(3) 情報セキュリティ基本方針等の遵守（資料編 p.5）

電子情報の改ざん、漏えい等や、情報システム障害を防止するために情報セキュリティに関する対策の重要性を認識し、北広島市情報セキュリティ基本方針、北広島市情報セキュリティ対策基準等を遵守する。

4 良好な職場環境の確保

(1) ハラスメントの理解と根絶（資料編 p.6）

ア どのような言動がセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、職場における妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント等に該当するのか、また、それらが職員や職場にどのような影響を及ぼすのかなどハラスメントに関する理解を深める。

イ ハラスメントは、職員個人としての尊厳や人格を不当に傷付ける行為であり、職員の勤労意欲の低下や職場環境の悪化を招くなど公務の円滑な遂行を阻害することから、「職場におけるハラスメントをしない、させない、許さない、そして見過ごさない」ための取組を徹底し、職員同士が尊重し合い、安心して働ける快適な職場環境づくりに取り組む。

(2) 職場における協力と活発な意見交換（資料編 p.7）

ア 各部署が目指す目標や施策上の課題を市役所全体で共有し、目標達成・課題解決に向けてワン・チームで業務に取り組む。

イ 関係部署間において、情報の共有や積極的な意見交換を行い、十分な協力・連携を図る。

ウ 部署内における定期的なミーティングの開催や職場内でのあいさつの実践など全職員が必要な議論・意見を自由率直に交わすことができる職場づくりに取り組む。

5 信頼される市民対応

(1) 誠実かつ公平・公正な対応など（資料編 p.8）

ア 職員は、市民と接するときは、自らの対応が市役所への評価となることを常に意識し、誠実かつ公平・公正な対応を心掛ける。

イ 市民からの意見、相談、苦情等は、市民の立場で考え、丁寧な対応を心掛ける。

ウ 接遇は、市民サービスを行う上で重要な要素であるため、その向上を心掛けるとともに、市民に対するあいさつや丁寧な言葉遣いをし、TPO（時・場所・場合）をわきまえたナチュラル・ビズ・スタイル⁵を実践する。

（2）説明責任を意識した事務（資料編 p.8）

職員は、事務の執行や法令等の適用について市民が納得し得る説明を行う責任があることを意識し、実践する。

（3）職員の能力向上（資料編 p.8）

ア 研修などにより職員一人ひとりが業務に関する能力を身に付けることで、市役所全体の業務処理能力を向上させる。

イ 職員は、業務の改善と効率化について試行錯誤を重ね、より良い業務の在り方を追求する。

ウ 今日の複雑化・高度化する行政の課題に対応するため、前例踏襲から脱却し、柔軟な発想と対応を行う。

（4）不当要求行為等への毅然とした対応（資料編 p.8）

暴力、脅迫などの不当な手段により職務における有利な取扱いを強要したり、金品の要求をしたりする不当要求行為等に対しては、上司に報告・相談の上、組織的な対応を徹底するとともに、毅然とした態度で臨む。

（5）交通法規の遵守等（資料編 p.8）

交通事故は運転手の十分な注意があつたとしても発生することがあるが、重大な損害の発生につながるおそれがあるとともに、特に無免許運転、飲酒運転、悪質な速度超過の交通三悪を伴う交通違反は市民の信用の失墜を招く行為であることから、公務での自動車・自転車の運転はもちろんのこと、私用での自動車・自転車の運転についても、交通法規を遵守し、運転前の体調管理などに十分に注意を払う。

～やらない！見過ごさない！皆で取り組むコンプライアンス～

⁵ 年間を通して、職員一人ひとりが主体的に服装を判断し、省エネや節電を強く意識した働きやすい服装で執務を行う取組

V 最後に ～北広島市の職員として～

- 1 コンプライアンス行動指針（p.6）を日頃から確認するようにしましょう。
- 2 自分の行動について迷いが生じたときは、次のことを確認しましょう。
今から行おうとする行動は、
 - （1） 法令等に違反していませんか。
 - （2） 社会的な常識や倫理から外れたものではないですか。
 - （3） 客観的に正しく、周囲に堂々と説明できるものですか。
- 3 新しいことにチャレンジし、コンプライアンスを遵守しようとする職員を守る環境を組織として作り、支えあいましょう。
- 4 最後に、サービスの宣誓を思い出しましょう。

○教育職員及び消防職員以外の職員

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

○教育職員

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

○消防職員

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。

【職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年広島村条例第6号）別記様式から抜粋】